

広島市条例第21号

令和7年3月28日

広島市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市公民館条例の一部を改正する条例

広島市公民館条例（昭和24年9月8日広島市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1 広島市己斐公民館の項中「広島市西区己斐中一丁目6番20号」を「広島市西区己斐中一丁目15番3号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月26日から施行する。